

# 平成 28 年第 2 回阿武町議会定例会 会議録

## 第 2 号

平成 28 年 6 月 20 日(月曜日)

開 会 14 時 00 分 ～ 閉 会 15 時 25 分

### 議事日程

開会 平成28年 6 月20日 (月) 14時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町  
税条例の一部を改正する条例)

日程第 3 議案第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 4 議案第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議案第 4 号 阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 5 号 阿武町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 6 号 学校教育法等の改正に伴う関係条例の整備に関する  
条例

日程第 8 議案第 7 号 阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する  
条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 8 号 平成 28 年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)

### **本日の会議に付した事件**

議事日程と同じ

**出席議員(8名)**

1 番	長	嶺	吉	家
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	田	中	敏	雄
7 番	小	田	達	雄
8 番	末	若	憲	二

**欠席議員**                      なし

**説明のため出席したもの**

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	齊	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

**欠席参与**                      **なし**

**事務局職員出席者**

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 14時00分

## 開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。ご着席ください。

議員の皆様方には、平成28年第 2 回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様です。

ただ今の出席議員は、8 人全員です。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配布されているとおりです。

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4 番中野祥太郎君、5 番西村良子君、を指名します。

## 日程第 2 議案第 1 号から日程第 9 議案第 8 号

○議長 日程第 2、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）から日程第 9、議案第 8 号、平成28年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）までを一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長（中野祥太郎） それでは、6 月 14 日に行われました、行

財政改革等特別委員会に付託されました議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）の、審議に入りました。

特に質疑もなく、原案のとおり承認をすることに決しました。

次に、議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、並びに議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、関連がございますので一括して審議に入りました。

特に質疑もなく、いずれも原案のとおり承認をすることに決しました。

次に、議案第 4 号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 5 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 6 号、学校教育法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の審議に入りました。

特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 7 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

これも特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 8 号、平成 28 年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）の審議に入りました。

2 款、総務費の奈古駐在所はいつ建設されるのか、また用地の購入単価は適

正かとの質疑があり、建設は今年度末までを予定しており、購入単価は適正であるとの答弁がありました。

3 款、民生費の年金生活者等支援臨時福祉給付金の該当者の要項について質疑があり、28 年度の住民税が非課税で、障がい年金及び遺族年金の受給者で生活保護者でない方が対象となるとの答弁がありました。また、福賀高齢者福祉複合施設の基本設計・実施設計業務委託料について、1,400 万円と高額すぎるのではとの質疑があり、まだ予算段階であるが、これでも安く見積もってもらっているとの答弁がありました。

4 款、衛生費の防災拠点再生エネルギー導入事業費の太陽光発電設備設置工事について、まだほかに設置するところがあるかとの質疑があり、この度の本庁への設置で一応終了になるとの答弁がありました。

7 款、商工費の清ヶ浜トイレの解体工事についての説明が求められ、遠岳山側の反対の木与側のトイレで、老朽化し現在使用していないトイレの解体との答弁がありました。これに対して、遠岳山側のトイレだけでは海水浴をする方が不便なのではとの質疑があり、新設については今後検討したいとの答弁がありました。

10 款、教育費の福賀小学校屋外遊具改修工事の概要について質疑があり、点検対象の 7 種類の遊具を点検した結果、ブランコ等の危険度が高く、改修に緊急を要するもの及び改修が必要である遊具を改修し、不要な遊具を撤去するものとの答弁がありました。

他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終了します。

○議長 続いて、討論に入ります。

討論は、議案第 1 号から議案第 8 号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決に入ります。採決は、1 議案ごとに行います。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）をお諮りします。本案に対する委員

長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 4 号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、学校教育法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案

可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、平成 28 年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

### 追加日程第 1 発議第 1 号

○議長 ここでお諮りします。発議第 1 号、議員派遣について、を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって発議第 1 号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

○議長 追加の日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○議長 追加日程第 1、発議第 1 号、議員派遣について、を議題とします。

これについては、お手元に配布しておりますように、7 月 27 日から 29 日にかけて、島根県海士町及び西ノ島町で実施の議員研修視察に議員を派遣するものです。これを決定することにご意義ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。

よって発議第 1 号、議員派遣については、原案のとおり決定しました。

○議長 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了しました。

ここで、全員協議会のため暫時休憩とします。直ちに資料を持って、委員会室の方へご移動を願います。

休 憩 14時14分

(この間、全員協議会)

再 開 15時24分

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、6月14日から本日までの7日間の全日程を終了しました。

これにて、平成28年第2回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 15時25分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 中 野 祥 太 郎

阿武町議会議員 西 村 良 子